

令和14年度の稼働を目標とする
次期一般廃棄物処理施設の整備に向けて

新しい一般廃棄物処理施設の 建設候補地を決定しました

●用地選定委員会の答申

令和3年12月に構成市町村から報告された調査対象地について、用地選定委員会において一次評価、二次評価を行った結果、中間処理施設及び最終処分場ともに第一順位と第二順位の2か所を最終調査の対象としました。その後、最終候補地調査の結果に基づいて調査対象地を最終評価し、候補地の順位付けを行った結果について、令和5年3月17日に用地選定委員会から管理者へ答申が行われました。

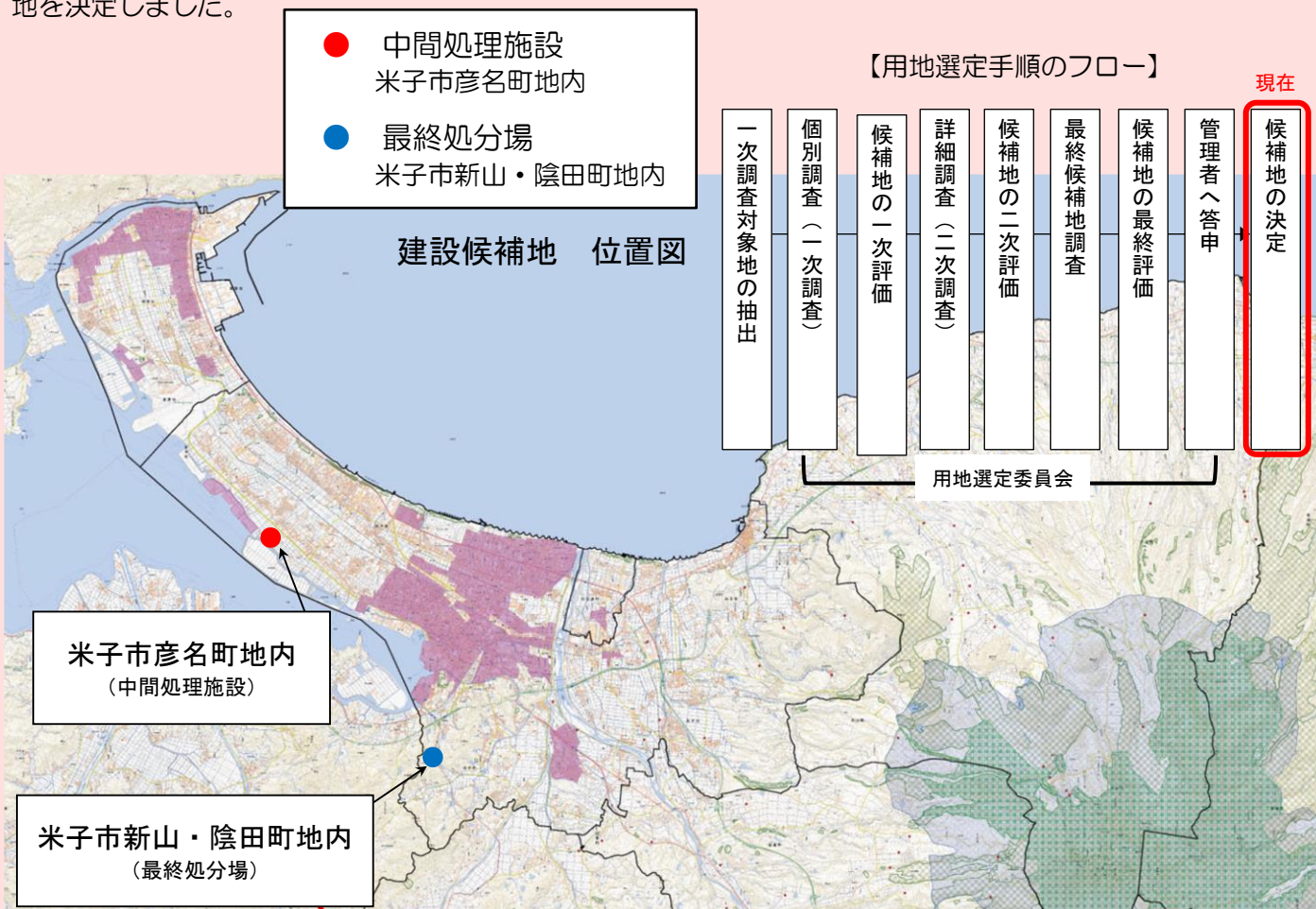
【答申内容】

中間処理施設 第一順位 米子市彦名町地内
第二順位 米子市尾高・日下地内
最終処分場 第一順位 米子市新山・陰田町地内
第二順位 米子市尾高・日下地内



●建設候補地

用地選定委員会からの答申を受けて、令和5年3月27日に開催した正副管理者会議において、建設候補地を決定しました。

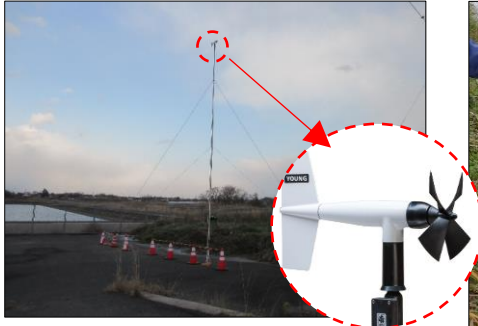


●最終候補地調査の状況

すべての最終候補地調査の対象地で風向・風速の現地調査を実施し、また、中間処理施設については搬入ルートを想定した交通量を、最終処分場については周辺の河川等を調査したうえで環境影響予測等予備調査（大気、振動・騒音、水質、景観などに関する調査）を実施しました。

これに加えて、米子市尾高・日下地内においては、生物調査と地下水の流向調査を実施しました。

風向・風速調査の状況
（写真は、米子市彦名町地内）



河川調査の状況
（写真は、米子市新山・陰田町地内）



地下水の流向調査の状況
（写真は、米子市尾高・日下地内）



●最終候補地調査の結果に基づく優位性の判定

中間処理施設

用地選定委員会では、最終候補地調査の結果、生物調査、大気、交通量などの5項目については米子市彦名町地内に優位性があり、騒音・振動の1項目については米子市尾高・日下地内に優位性があると判定しました。主な内容は下表をご覧ください。（太枠は優位性があるとされた項目です。）


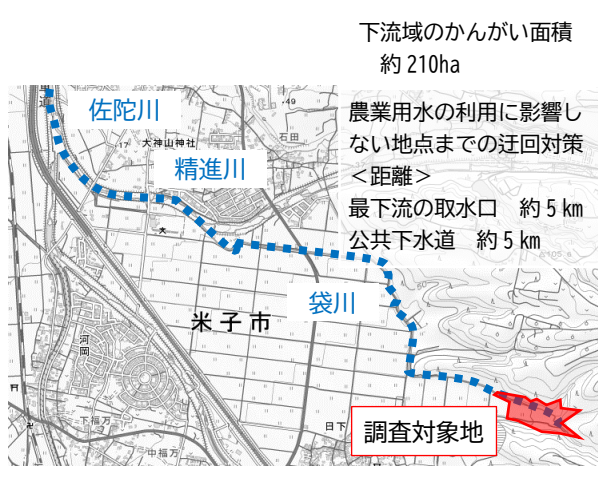
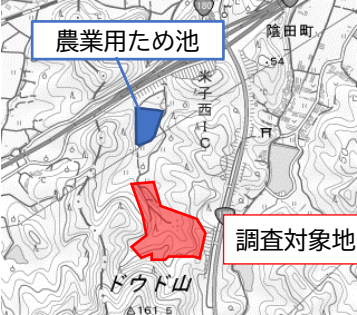
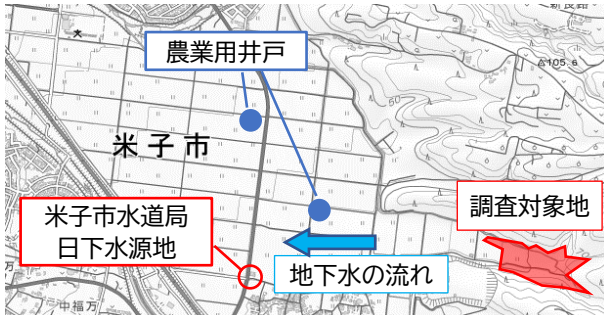
以上のことから、米子市彦名町地内を第一順位とし、米子市尾高・日下地内を第二順位としました。

項目	米子市彦名町地内（第一順位）	米子市尾高・日下地内（第二順位）
生物	貴重種に関する情報がないため、生物調査は実施していない。	クマタカ（絶滅危惧種）の目撃情報があったことから調査を実施した。コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）を確認した。
大気	<p>いずれもほとんど影響はないが、米子市尾高・日下地内は、煙突と同程度の標高に近隣の集落がある。</p>	
交通量	<p>現状で渋滞が発生している区間はなく、搬入車両による渋滞も予測されない。</p>	<p>現状で時間帯により渋滞が発生している区間があり、搬入車両により更なる渋滞も予測される。</p>

最終処分場

用地選定委員会では、最終候補地調査の結果、生物調査、水質、地下水の流向・井戸の設置状況などについて米子市新山・陰田町地内に優位性があり、米子市尾高・日下地内については優位性が認められる項目はありませんでした。主な内容は下表をご覧ください。（太枠は優位性があるとされた項目です。）

これにより、米子市新山・陰田町地内を第一順位とし、米子市尾高・日下地内を第二順位としました。

項目	米子市新山・陰田町地内（第一順位）	米子市尾高・日下地内（第二順位）
水質	<p>下流域のかんがい面積 約10ha</p> <p>農業用水の利用に影響しない地点までの迂回対策 <距離> 最下流の取水口 約1km 公共下水道 約0.8km</p> 	<p>下流域のかんがい面積 約210ha</p> <p>農業用水の利用に影響しない地点までの迂回対策 <距離> 最下流の取水口 約5km 公共下水道 約5km</p> 
地下水・井戸	<p>水源지가近隣にないため、地下水の流向調査は実施していない。近隣に井戸はないが、農業用のため池がある。</p> 	<p>米子市水道局日下水源地が近隣にあるため、地下水の流向調査を実施し、水源地方向への流れを確認した。近隣には農業用の井戸が二つある。</p> 

●建設候補地の決定

中間処理施設、最終処分場ともに、第一順位と第二順位の建設候補地で生活環境への影響や配慮が必要な事項を比較すると、第二順位の建設候補地は対策や対応が困難であったり、限界があると考えられます。

また、①米子市彦名町地内に中間処理施設を、米子市新山・陰田町地内に最終処分場を整備した場合と、②米子市尾高・日下地内に中間処理施設と最終処分場を整備する場合の経済性を比較し、①の場合が優れる（20年間でおよそ10億円）ことを確認しました。

（単位：千円/20年）

項目		最終評価の対象地		差引 (①-②)
整備施設	中間処理施設	① 米子市彦名町地内	② 米子市尾高・日下地内	
		最終処分場		① 米子市新山・陰田町地内
経済性	中間処理施設	15,395,819	15,856,733	△ 460,914
	最終処分場	5,065,346	5,717,615	△ 652,269
	合計	20,461,165	21,574,348	△ 1,113,183

以上の状況を踏まえて、建設候補地を決定しました。

●用地選定に関する Q & A

Q 中間処理施設の排ガスによる大気への影響はありませんか？

A 環境基準内であり影響はありません。

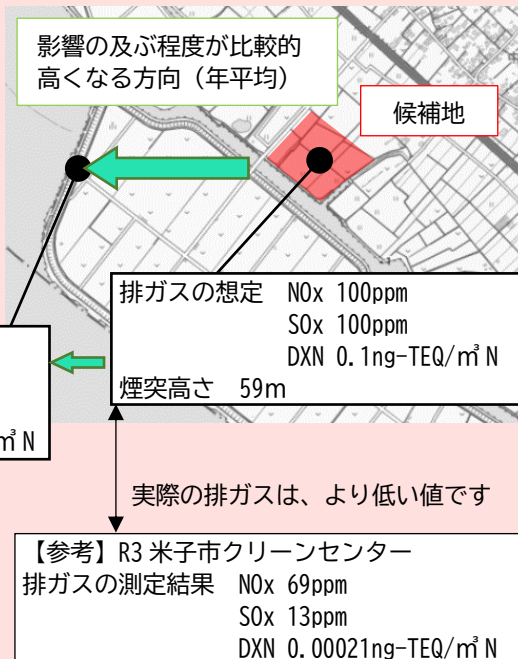
最終候補地調査では、現地の風向・風速調査の結果と米子特別地域気象観測所のデータを使用して周辺環境への影響を予測し、「排ガスによる大気への影響はほとんどない」、「影響の及ぶ程度が比較的高くなる方向には住宅はない」と予測しています。

※今後、鳥取県環境影響評価条例に基づき、さらに詳細な調査を実施します。

環境基準	
NO ₂	0.06ppm
SO ₂	0.04ppm
DXN	0.6pg-TEQ/m ³ N

環境基準を満たす

予測 (年平均)	
NO ₂	0.004ppm
SO ₂	0.003ppm
DXN	0.004pg-TEQ/m ³ N



環境基準 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（施設の排出基準とは異なる。）

NO_x (NO₂) 高温でものが燃えるときに発生する窒素の酸化物の総称

SO_x (SO₂) 硫黄の酸化物の総称

DXN ダイオキシン類。ダイオキシン類の曝露量に占める大気経由割合、今後の大気環境中の濃度の変化と人の曝露量の関係の試算、我が国における大気環境中のダイオキシン類濃度の現状等を踏まえ、長期的摂取による影響であることを考慮し、人の健康を保護する見地から総合的に判断した環境基準が定められている。

Q 中間処理施設の騒音による周辺への影響はありませんか？

A 環境基準内であり影響はありません。

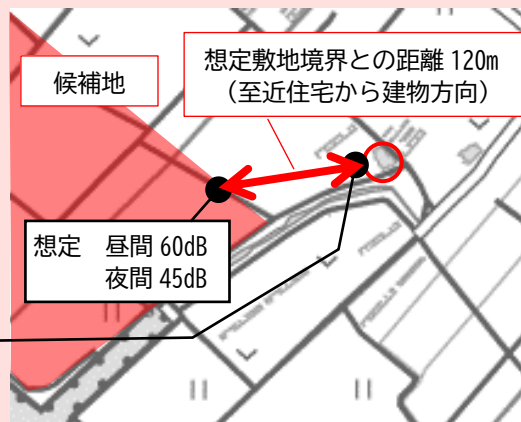
最終候補地調査では、想定敷地境界の騒音レベルを昼間60デシベル、夜間45デシベルとして影響を予測し、「至近住宅であっても、環境基準（昼 55 デシベル、夜間 45 デシベル）を満たす」と予測しています。

※今後、鳥取県環境影響評価条例に基づき、さらに詳細な調査を実施します。

環境基準	
昼間	55dB
夜間	45dB

環境基準を満たす

予測	
昼間	54dB
夜間	39dB

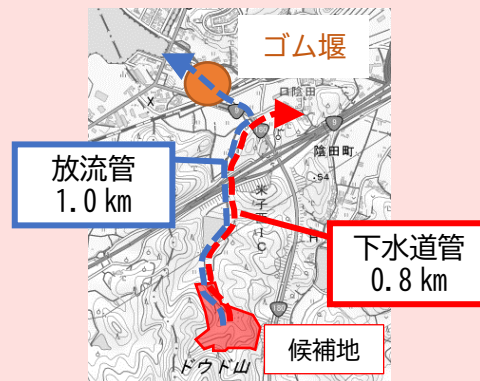


Q 最終処分場の放流水による農地への影響はありませんか？

A 影響がないよう放流先を検討します。

最終候補地調査では、環境基準を踏まえながら処分場の放流水を周辺の河川へ放流するだけでなく、放流水に含まれる塩分による農地への影響を考慮して取水口の下流や下水道への放流も検討しました。

令和 5 年度に処分場の型式、水処理方法とあわせて、処理水の放流先を検討します。



鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 ごみ処理施設整備課
〒689-3403 米子市淀江町西原 1129-1
TEL 0859-21-1361
E-mail g-seibi@tottori-seibukoiki.jp